

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

ふたたび被爆者をつくらない決意を世界に!

現行法(原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律)の改正を求める請願署名

1. ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
2. 原爆死没者に償いをする事。
3. すべての被爆者に償いをする事

原爆被害への国の償いは、核戦争を起こすな、核兵器をなくせとともに、ふたたび被爆者をつくらせないための被爆者の一貫した要求です。

原爆被害は、戦争という国の行為によってもたらされました。国が償うのは、当然であると同時に、憲法がうたう政府の行為によってふたたび戦争の惨禍がおこることのないようにする決意の証となるものです。広島・長崎いらい、日本と世界の世論は数々の危機を乗り越えて核兵器の使用を阻止してきました。そしていま、核兵器のない世界へ新たな歩みが始まっています。ところが、日本の政府は、死没者をはじめ原爆被害に対する国の償いをいまだに拒みつづけています。高齢化する被爆者に残された時間はあまりありません。

被爆国の国会として現行法を請願の趣旨に沿って改正するよう求めます。

名 前	住 所

募金

日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)
一般社団法人東友会(東京都原爆被害者団体協議会)

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 TEL03-5842-5655

■取扱団体■

* このご署名は、これ以外の目的には使用しません。

【現行法改正要求は次のとおりです】

- 1 ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
- 2 原爆死没者に償いをする事。
 - (1) 原爆死没者に対して謝罪し、弔意を表すこと。
 - (2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。
 - (3) 原爆死没者が生きていた証として原爆死没者名を碑に刻むこと。
 - (4) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること。
- 3 すべての被爆者に償いをする事。
 - (1) 戦争によって原爆被害をもたらした事、原爆被害を放置し、過小に評価してきた事について謝罪すること。
 - (2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害を持つものには加算すること。
 - (3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任でおこなうこと。